

豊明市障害者福祉計画策定業務委託 公募要領

本業務では、国や県の障害福祉施策の動向、本市の障害者（児）をめぐる現状や課題、サービス給付状況の分析等を行った上で、第4次豊明市障害者福祉計画並びに第7期豊明市障害福祉計画及び第3期豊明市障害児福祉計画の策定を行います。

市の特性に応じた計画の改訂、策定を行うにあたり、民間事業者の豊富な知識を活用するため、委託事業者の募集を行うものです。

第1 業務概要

(1) 委託業務名

豊明市障害者福祉計画策定業務

(2) 委託業務場所

豊明市新田町子持松1番地1 豊明市役所 地域福祉課

(3) 委託内容

別紙「豊明市障害者福祉計画策定業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約の日から令和6年3月31日まで

(5) 提案上限額

ア 2,750,000円（消費税込み）

イ 留意点

提案上限額は委託業務契約における契約時の予定価格を示すものではなく、プロポーザル内容の規模を示すものである。

第2 参加資格要件

本業務に参加しようとするものは、以下の条件を満たす者であること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 豊明市において委託業者の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当するものではないこと。
- (4) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定まで、豊明市建設工事請負業者等指名措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (5) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税、地方税（都道府県、市町村税）の滞納がないこと。
- (7) 過去に地方自治体において、障害福祉に関する計画策定業務の受託実績があること。
- (8) 個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の適正な管理体制が確立されていること。

- (9) 豊明市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

第3 受託候補者選定までのスケジュール

公募要領の公表	令和5年4月6日(木)
質問受付期限	令和5年4月17日(月)
提出書類提出期限	令和5年4月26日(水) 必着
選考会(プレゼンテーション審査)	令和5年5月10日(水)
審査結果通知(発送予定日)	令和5年5月15日(月)

第4 応募・提案方法

(1) 応募方法

提出書類を下記のとおり提出する。

- ア 提出場所 豊明市役所 健康福祉部 地域福祉課 障がい福祉係(担当 汲田)
- イ 応募期間 令和5年4月6日(木)から4月26日(水)までの土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで
- ウ 提出方法 持参または郵送(必着)

(2) 提出書類

提出部数 10部 内訳: 正本1部、副本9部

(ただし、以下①、⑤については正本1部のみで可)

- ① 参加申込書兼誓約書(様式2)
- ② 企画提案書(様式任意)
- ③ 見積書・積算内訳書(様式任意)
- ④ 法人登記簿謄本
- ⑤ 国税、地方税(都道府県税、市町村税)の未納の税額がないことの証明(取得することができる最も新しいもの)

※③、④、⑤については正本に原本を添付し、副本には写しを添付すること。

※④、⑤については発行日より3か月以内のものを提出すること。

《企画提案書に盛り込むべき内容》

仕様書に定めた業務のほか、以下の内容について企画提案書に盛り込むものとする。

(I) 企業の基本概要

- ア 基本情報、事業概要、沿革、類似業務の主な実績
- イ 本業務を受託した場合の作業体制
- ウ 本業務の担当部署、担当者の人数、職種、チーム構成等
- エ 業務実績表

(II) 業務実施計画

ア 計画策定方法（計画策定のための手法等）

イ スケジュール

【見積書・積算内訳書記載事項】

- ・ 見積書・積算内訳書は、項目ごとに件数や回数がかかるように詳細な内容を記載すること。
- ・ 消費税を含む見積金額を記載すること。

第5 無効となる提案

- (1) 本要領に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 虚偽の記載をした提案
- (3) 見積金額が提案上限額を超える提案
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

第6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、下記の方法で受け付ける。

(1) 質問提出方法

質問事項は、質問書（様式1）を使用のうえ、メールにて提出する。

メールする際、電話にて一報すること。（0562-92-1119）

地域福祉課メールアドレス chifuku@city.toyoake.lg.jp

(2) 質問受付期限

令和5年4月17日（月）午後5時まで

(3) 回答

質問に対する回答は、質問者へメール送付するとともに、本市ホームページに質問事項と併せ公表する（質問者は非公表）。

第7 選考方法

選定にあたっては、書類審査およびプレゼンテーション審査を実施する。評価点の最も高い者を最優先契約候補者と選定し、2番目に高い者を次点契約候補者として選定する。

(1) 書類審査

参加事業者が提出した企画提案書等を基に、業務実績、提案内容、提案金額等を審査する。

(2) プレゼンテーション審査

参加事業者が提出した企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基に、提案内容及び本業務への意欲、実現性等を審査する。

ア 日 時 令和5年5月10日（水）予定

イ 場 所 豊明市役所内会議室

ウ 出席者 3名以内（プレゼンテーションは本業務の企画に携わる担当者が行う。）

- エ 実施時間 プレゼンテーションは機材の準備を含め 20 分以内とし、別途、質疑応答の時間を設ける。
- オ その他 プレゼンテーションで使用するスクリーン、プロジェクタは本市で準備する。

第 8 評価基準

評価基準は、基本的な考え方、現状把握、企画のポイント、スケジュール、業務体制、実績、見積価格等とする。

第 9 選定結果の通知及び公表

各応募者法人に結果を通知するとともに、市ホームページに選定された契約候補者名及び契約金額を公表する。

第 10 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した受託候補者を相手方とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定及び豊明市契約規則により随意契約を行う。

(2) 支払条件 業務完了時の一括払いとする。

第 11 その他

- (1) 選定された受託者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。
- (2) この公募に参加する費用のすべては、参加者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。なお、豊明市情報公開条例の規定に基づき提出書類を公開する場合がある。
- (4) 提出期限後は提出された提案書等の差し替え、又は再提出を認めない。(本市からの支持があった場合を除く。)また、本要領に示した書類のほか、豊明市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 審査結果通知後の辞退は、原則認められない。